

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>自動車を保有するために必要な手続き（自動車保管場所証明の取得、検査・登録申請、納税等）を、インターネットにより一括して処理できるワンストップサービス（以下「OSS」という。）の運営経費を負担するものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>OSSシステムの導入に際しては、各県の導入負担軽減のため東京都に共有システムが設置されており、その整備費、改修費等を全国で共同負担することとされている。</p> <p>また、OSSの円滑な導入と管理運営のために「OSS推進警察協議会」が設置されており、その事務経費についても全都道府県警察で均等割負担するもの。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>OSS推進警察協議会は、平成17年1月14日に設立された47都道府県警察で構成されている全国警察におけるOSS運用の意思決定機関である。</p> <p>また、同協議会は、OSSシステムの運営や改修に関すること、国及び都道府県警察間の調整に関すること、その他OSSに関することを行うことを目的に設立されている唯一の団体である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。